

大阪府熊取町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 議会基本条例の制定

熊取町議会では、平成20年3月に大阪府内で初めて議会基本条例を制定し同年4月1日から施行、すでに10年以上が経過している。この条例では前文に「地方分権の時代にあって、二代表制のもと、首長及び執行機関とは緊張ある関係を保ち、その政策決定並びに事務執行について、監視機能及び立法機能を十分に発揮し真の地方自治の実現を目指すものであり、町民の代表機関であるとともに町民の意思を代弁する合議制機関である町議会が地方議会の役割と責務を全うし、町における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために活動するものである。」と謳っている。

これまで、この条例に基づき町民に開かれた議会、町民と共に歩む議会を目指し、議会報告会の実施や自由討議、理事者の反問権など、町民に信頼され、活力ある議会の実現のために活動してきている。

2 先進自治体への行政調査の実施

熊取町議会では、総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の2つの常任委員会を設置しており、毎年テーマを定め、先進自治体における取組みを調査し、町の施策に反映できるよう積極的に活動を行っている。また、議会会派においてもテーマに沿った行政調査等を実施している。

3 特別委員会の設置

原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会、環境施設広域化調査特別委員会及び議会改革検討特別委員会の5つの特別委員会を設置し、それぞれの設置目的に基づき、各種調査等を行っている。

議会改革検討特別委員会では、議会ペーパーレス化をはじめ通年議会や定数、報酬のあり方などの諸課題に果敢に取組み、他市町村の状況も調査し、その内容を踏まえ活発な議論がなされている。

また、予算・決算はそれぞれ特別委員会を設置して審査することとしており、

活発な質疑応答が行われている。両特別委員会では、それぞれ会派による意見・要望が発言されるのを例としており、理事者への提案、要望等が明確になるように運営されている。

4 国等への要望活動

毎年、国や国会議員、関係機関等に対し、町の重要課題についての要望活動を実施している。また、意見書については、毎定例会において積極的に提案がなされ、活発な議論が行われており、その権限を最大限に活かすべく活動している。

5 熊取町議会BCP（業務継続計画）の策定

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な住民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図ることを目的とし、そのために必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた熊取町議会BCPを令和2年7月に策定した。

様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えつつ、災害時の初期対応、復旧・復興時における議会の役割、被災した住民の救援・救助活動や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員として議員が地域活動に従事する等の役割をとりまとめている。

（事績2）住民に開かれた議会

1 議会広報紙の発行

平成20年6月に創刊号を発刊して以降、年4回議会広報紙「くまとり議会だより」を発行し、令和2年8月発行で第50号を迎えている。掲載記事の原稿は各議員が自身で作成し、議員主導の広報委員会で編集を行っている。より良い紙面づくりのため、議員自ら研鑽を積み、広報クリニックも受け、紙面の改良やカラー化など住民により読み親しんでいただくための紙面づくりを常に心がけている。現在1万7千部を発行、全戸配布により住民に届けるとともに、町のホームページにも掲載して広く公開している。また、若い方にも読ん

でいただけるようスマホアプリを活用したデジタル配信も行っている。

2 議会報告会の開催

議会広報紙の発行に合わせて町内各地区において議会報告会を開催している。また、予算・決算に特化した全体会も年2回開催している。令和元年度からは「議会とミーティング」という形で各地区からの要望等にも耳を傾け、町施策への反映に生かしている。

3 ホームページでの情報公開

熊取町のホームページ上に熊取町議会のバナーを設け、議会の各種情報の公開を行っている。議会の会議録は常時閲覧が可能となっているほか、定例会ごとに議会の日程や一般質問の内容、議案書などが閲覧可能となっている。

4 議会映像の配信

議会開会時は庁舎内のモニターで会議の様子を放映しているほか、委員会や議員の一般質問等の録画映像のネット配信もYouTubeを活用して行っている。また、議会広報紙の紙面上に2次元バーコードを掲載し、配信映像に容易にアクセスできるよう工夫を凝らしている。

(事績3) 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1 新型コロナウイルス感染症対策に関する執行機関への要望

政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後、議員間の協議と会派代表者会議において、町長及び教育委員会に対し、情報提供の充実、各種補償の充実、感染予防と安全の確保、子ども達の学びの保証などの7項目にわたる要望書を提出し政策提言を行い、執行部による施策に結びついている。

また、定例会における一般質問においても新型コロナウイルス感染症対策に関する質問が活発に行われ、同様執行部における施策に結びついてきている。